池田糖化工業株式会社 品質保証部

『物品更新票』に記入する"メーカー"の定義

1. はじめに

メーカー名は、物品を特定する必須の項目です。原料メーカーで事故が起きた時等、当該メーカーの 製品を特定するのにも欠かせません。物品管理において不可欠の項目です。洩れなく記入してください。

2. "メーカー"の定義

- 1)原則として、現物のラベルに表示されている会社(製造者又は販売者+固有記号)をメーカーとします。 *ラベル:印刷包材含む <以下同じ>
- 2)池田糖化グループで製造された製品については、ラベル上の表示の如何に関わらず当該製品製造事業所の所属するグループ会社をメーカーとします。
- 3)取扱商品において、メーカーで池田ラベル(又はユーザーラベル)を貼って貰っている場合には、ラベル上の社名表示の如何にかかわらずラベルを貼って貰っている会社をメーカーとします。
- 4)生鮮野菜や生鮮魚介類などでメーカーを特定し難い場合はメーカーを省略できます。
- 5)メーカーの判断に困った時には、業務部長に指示を仰いでください。
- 6) 定義の詳細は、2頁目の「物品更新票に記入するメーカーの定義」を参照してください。

3.注意事項

- 1)「物品更新票」のメーカー項目は、必ず記入してください。 (例外:生鮮野菜・鮮魚介類などの不特定品)
- 2)同じ物品コードのままメーカー名を変更することは認められません。メーカーが変更になるということは、モノが異なるということですので必ず新たに物品コードを採番してください。 *メーカーの変更:登録時のミスの訂正や社名変更に伴う変更等の場合は当然例外です。 例外認可は、業務部長が判断します。例外認可には、品質保証部長の了承も必要条件となります。
- 3)同じ物品コードに対する仕入単価マスタの登録(「仕入単価更新票」起票)においては、 物品マスタに登録されたメーカーと異なるメーカーの物品を登録は出来ません。
- 4)「物品更新票」にメーカーを記入する目的は、 < 物品コードと現物を照合する為のデータとして使う > ことを主たる目的としています。従って現物のラベルに表記されている会社名を記入することが第一です。この意味で「原料規格書」等に記入された"製造者"と異なる場合がありますのでご注意ください。

以上

物品更新票に記入するメーカーの定義 <別紙>

改定日:2019年1月22日 制定日:2017年7月10日

池田糖化工業株式会社

品質保証部

1. 物品の分類 物品を以下のように分類する

<u>叩で以下のように刀殺する</u>	lo
分 類	内 容
	池田糖化グループ外部から購入するもの、委託先から支給されるもの
	取扱商品及び売買方式の外注品を含む
外注加工料	加工料方式の外注先より仕入を行う外注加工料
池田糖化グループ会社	池田糖化グループ会社の工場(海外を含む)にて製造した製品
製造品	(受託品を含む)
外注先製造品	加工料方式の外注先で製造した製品
その他	運賃、資材等、いわゆる製品でないもの(上記の中に当てはまらないもの)

2. メーカーの定義

上記分類毎にメーカーの定義を定める

心力衆母に入 力 のたま	までためる。	
分類及び条件		定義
仕入品及び	原則(下記以外)	製造者
無償支給原料	現物に製造者が表示されてなく、販売者 + 固有記号の	販売者
	表示がある場合	(但し、池田糖化グル
	現物に製造者と販売者が併記されていて、かつ、製造者	- プ会社を除く)
	より販売者の方が品質責任が重いと判断される場合	
	輸入製品で製造者が分からない、或いは、はっきりしな	輸入者
	い場合	
	生鮮野菜、生鮮魚介類等で製造者が特定できない場合	(登録しない)
外注加工料		製造者
池田糖化グループ会社製造品]
外注先製造品		
その他		(登録しない)

3. メーカーのコード

取引先コードとする。メーカーの定義はその会社までとし、工場の差異、営業所の差異はないものと 考え、その取引先コードの枝番がもっとも小さいコードを使用する。 取引先マスタにそのメーカーが登録されていない場合は、製造元 F = 1として取引先マスタに登録する。

4. 物品更新票の起票

新規物品を登録する場合は、例外なくメーカーを記入する。

5. メーカーの判断

現物、或いは現物に貼っているラベルによることとする。 不明な場合、或いは判断が難しい場合は、業務部長の指示を仰いでください。

以上